

公益財団法人日本レクリエーション協会

寄附金等取り扱い規程

制定 平成 23 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本レクリエーション協会（以下「協会」という。）が受領する寄附金等の取り扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(寄附金等の種類)

第 2 条 寄附金等とは、この協会の目的に賛同し、レクリエーション活動の普及啓発に財政的な支援を目的で寄付される財産又は協会に加盟して公益目的事業を実施するための負担金として納入される現金等で、理事長が受け入れを決定した次の各号のものを指す。

- (1) 一般寄付金 個人又は団体から使途の特定をされずに受領する寄付金
- (2) 特別寄付金 広く一般に協会が使途を指定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
- (3) 特定寄付金 前号のほか、協会に加盟して公益目的事業を実施するための加盟負担金として受領する寄付金
- (4) 前各号以外の財産の受贈

(一般寄付金の募集及び使途)

第 3 条 協会は常時一般寄付金を募ることができる。

- 2 一般寄付金は、定款第 4 条第 1 項に定める公益目的事業に使用するほか、協会の運営上必要な範囲で管理費に使用することができる。ただし、寄付金額の 50%以上は公益目的事業に使用しなければならない。

(特別寄付金の募集及び使途)

第 4 条 特別寄付金を募集するときは、募集期間、募集理由、次項に規定する資金使途を募集に関する書面又はホームページ上に記載しなければならない。

- 2 特別寄付金は募集経費を控除した残額を定款第 4 条第 1 項に定める公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金使途を定めなければならない。この場合、募集経費は募集総額の 30%以下でなければならない。

(特定寄付金の募集及び使途)

第5条 協会は、加盟団体負担金を特定寄付金とする。

- 2 前項の寄付金については定款第4条第1項に定める公益目的事業に使用するほか、協会の管理費に使用することができる。

(受領の基準)

第6条 寄附金等を受領する場合は、協会の定時役員会において受領に係る次項の要件について審査を行い、受領を決定しなければならない。

- 2 寄付金が次の各号に該当する場合、又はそのおそれがある場合には、当該寄付金を辞退しなければならない。

(ア) 国、地方自治体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人以外の個人又は団体がその寄付により、特別な利益を受ける場合

(イ) 寄附者がその寄付をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(ウ) 寄附金の受領に起因して、協会に著しい資金負担が生じる場合

(エ) 前3号に掲げる場合のほか、協会の業務執行上支障があると認められるもの及び協会が受領するには社会通念上不相当と認められる場合

(会計経理の基準)

第7条 寄附金等に係る会計処理については、協会の経理規程、その他の会計関係規定等に定めるところによる。

(受領書等の送付)

第8条 寄附金を受領したときは、遅滞なく受領書を寄附者に送付する。

- 2 受領書には、協会事業に関連する寄付金である旨、寄付金額及びその受領年月日を記載する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。